

きみの人権を守る **子どもオンブズマン** つうしん通信

1. 子どもの人権オンブズマンから 子どもたちへ

今から20年以上もまえのことですが、日本でも「**子どもの権利条約**（世界中の子どもたちの権利についての約束）」が正式に認められました。

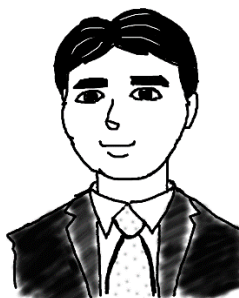
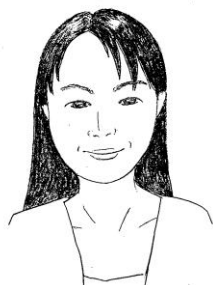
くにたち市は2017年4月から、子どもの人権を守るため

「**子どもの人権オンブズマン（子どもオンブズマン）**」の活動をはじめました。

これまでも、くにたち市は、子どもたちのことを一番に考えてきました。子どもがのびのびと生き、育ち、成長していくこと、そして、いろいろなことに挑戦したり、思ったことをだれかに言ったりすること、これはとても大切なみなさんの権利です。

子どもオンブズマンは、子どもがいつでも大切にされる社会を、子どもたちといっしょに作っていきたいと考えています。

そこで、わたしたち**子どもオンブズマン**は、子どもたちのためにできることは何なのか、どうしたら子どもの味方になれるのか、みなさんといっしょに考えてみたいと思います。



2. みんなの意見を聴かせてください。

子どもオンブズマンは、地域子ども達が安心して過ごせているか、

いつも考えています。**子どもの声を社会に届けて**大人に聴いてもらいたいと思っています。

こうしてほしいという希望もある
うれしいです。

『いま、大人に言いたいことは何ですか？』

※書ききれない時は、他の紙に書くかメールで送ってね。

返事が欲しい人は名前と住所を書いてください。

名前

住所



送り方

どれも
OK!



ヒカリ

・事務局に**持って**行く

・**メール**に書いて送る

・記入して**写真**に撮り、
メールに添付して送る

・記入して、
オンブズマンポストに入れる



メールアドレス
QRコード

※**オンブズマンポスト**は学校内の
保健室の前・図書館・公民館・北
市民プラザ・南市民プラザ・国立
駅前市民プラザにあります。
回収は夏休み中です。

3. 「子どもの人権」って なんだろう？

「**子どもの権利条約**」は、子ども（18 歳未満）を大人と同じくひとりの人間として権利を認めています。また、子どもならではの権利もあります。「子どもの人権」には、4 つの原則があります。

子どもにとって最もよいこと

命を守られ成長できること

意見を表明し参加できること

差別のないこと



4. 子どもオンブズマンが考えていること

1

子どもが自分で自分自身のことを決められるように、**ひとりの人として大切にされる**ことが、とても大事だと考えています。

2

だれひとりとしていじめられたり、**差別されたりすることがない**ように、子どものことを一番に考えて行動しています。

3

子どもたちを救うために活動しています。

4

子どもの気持ちや想いを子どもに**代わって**ほかの人に**伝える**ことができます。また、子どもと**いっしょに考える**ことで、子どもが困ったときに相談したり、自分自身で問題を解決したりできるようになると考えています。

5

子どもの人権の大切さを大人たちにも伝えて、子どもたちが自分らしく、地域で安心して暮らせるようにしたいと考えています。

5. 子どもオンブズマンは どんなことをしてくれるの？

子どもオンブズマンが、いつでも、子どもたちの味方であることが分かってもらえましたか？
最後に子どもオンブズマンが、みなさんの人権を守るために、どんなことをしているのかをお伝えしたいと思います。

(1) 子どものことを**いちばん**に考えて行動します

(2) 子どもがいつでも**安心**して相談できるようにします

(3) 子どもの**声**に耳をすませ 子どもといっしょに考えます

(4) 子どものいるところに**出**かけていきます

(5) いろいろな方法をつかって 子どものこまりごとを**解決**します

(6) 地域で子どもを応援して見守っていくための**仲間**づくりをします

(7) 必要であれば 学校や市役所にも**働**きかけます

(8) 子どもたちが**参**加して 話しあうことを大切にしています

(9) 子どもオンブズマンも**成**長していきます

ひみつは
まもります
電話代は
タダです

フリーダイヤル



受付時間

なんでもOK

0120-70-7830

月～金 午前8時30分～午後5時（祝日のぞく）



sec_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp



オンブズマン事務局 042-505-5127

メール送信
QRコード



相談フォーム
QRコード



直接くる時

国立市役所 北庁舎27番窓口

予約なしでの直接来所もOK!